

議案第25号

静岡市事務分掌条例の一部改正について

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公室及び総室並びに」を「総室及び」に改め、同条市長公室の事務分掌を削り、同条総務局の事務分掌に次のように加える。

- （6）秘書及び渉外に関する事項
- （7）広報及び広聴に関する事項
- （8）首都圏における市政に関する事項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。